

介護給付費等請求に係るエラー対応マニュアル

エラーコード 返戻（保留）一覧表の「備考欄」に記載されています。

12P4 受給者台帳記載の支援事業所と一致しません。

12P5 受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。

居宅届の提出が未提出または月末までに提出されておらず、受給者台帳に居宅介護支援事業所が反映されていない場合のエラーです。

居宅届が正しく提出されているかを被保険者証で確認の上、再請求してください。

月末までに市川市に届出書を提出すると、翌月 10 日までの請求に間に合います。

12PA 変更申請中の受給者です。

更新申請または区分変更申請中です。すでに申請を取り下げしているのにエラーが出ている場合は、取り下げが月をまたいで提出されたことが考えられます。（月末までの情報で請求の台帳が作られてしまうため）

認定グループに取り下げの状況を確認の上、再請求してください。

12Q5 すでに資格喪失した受給者です。

転出等により該当サービス月に資格がありません。ご確認の上正しい保険者に請求してください。

※住所地特例に該当した場合は、転出で資格が喪失したあとに、住所地特例の入力を経て該当となります。台帳作成の締切が毎月末のため、住所地特例の処理が月をまたぐとこのエラーがでます。新しい住所の保険証が送付されていれば、住所地特例の処理は終わっていますので、次の請求で再請求してください。

関連エラー：**AEE0** 開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります。

AEF0 請求された日数は受給可能な日数を超えています。

12QA 請求明細書様式に対する受給者の要介護状態が不正です。

請求明細書は要介護、要支援、総合事業のサービスごとに請求明細書が分かれています。要介護の被保険者が要支援の請求明細書で請求するなど、サービスと様式が合致しない場合にエラーとなります。介護度と請求明細書をご確認ください。

12SA 給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。

請求明細書の給付率（7割～9割）と受給者台帳の受給率が異なる場合のエラーです。負担割合証をご確認の上、正しい給付率で再請求してください。

負担割合証と誤りがない場合は、保険者へ連絡してください。

ADD0 事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。

ADD1 指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。

請求時（給付管理票作成時）にサービス事業所番号・サービス種類コードを誤って入力していないかご確認ください。誤りがない場合は、事業所台帳情報の誤りの可能性がありますので、指定機関へ確認してください。市川市の場合は、介護保険課 施設グループへご連絡ください。

ANN4 過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済です。

重複請求であれば、すでに審査決定されていますので、対応不要です。請求内容を修正したい場合には、取り下げ依頼書を提出し、返戻されたら再請求してください。

保留とは

給付管理票が返戻になった、もしくは提出がされていない場合はサービス事業所の請求は保留となります。（千葉県の場合は最大4か月）請求に誤りがなければ、給付管理票が正しく提出されると請求がとおりますので、そのままお待ちください。

保留になっている請求については、市川市に取下げ依頼書を提出しても返戻することができません。審査支払が決定した段階で、取下げ依頼書を提出してください。